

2025

重要事項説明書



学校法人光巖学園

みどりの丘こども園

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1 8 6 1 m ²
	園庭	6 3 9 m ²
園舎	構造	木造 その他
	延べ	1 6 1 6 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
事務室	1 室	1階
保育室	1 1 室	1階
子育て支援室	1 室	1階
こども園ホール	1 室	1階
相談室	1 室	1階
図書室	1 室	1階
会議室	1 室	2階
更衣室	2 室	2階 男子1室 女子1室
教材室・倉庫	1 室	2階

2 職員体制 (令和7年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主幹	1 人	1 人	0 人	
副主幹	1 人	1 人	0 人	
保育教諭	1 6 人	1 4 人	2 人	
保育士	0 人	0 人	人	
幼稚園教諭	0 人	0 人	0 人	
栄養士	1 人	1 人	1 人	
調理士	1 人	0 人	1 人	
調理員	2 人	2 人	2 人	
事務	1 人	1 人	0 人	
用務員	2 人	0 人	2 人	
バス運転手	1 人	0 人	1 人	
バス添乗員	1 人	0 人	1 人	
その他	1 人	0 人	1 人	園長補佐

○ 職員の勤務形態、労働時間

- ① 正規職員の勤務時間帯 7:30～16:15、8:00～16:45、8:30～17:15、9:15～18:00
9:30～18:15、10:00～19:00

3 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時00分（5時間30分）
預かり保育	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：14時～19時 土曜：7時30分～15時
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月21日～1月8日）	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月21日～1月8日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後7時00分（11時間30分）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：7時30分～8時30分 夕：4時30分～7時00分
	保育短時間	朝：8時～30分 夕：4時～30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時00分
	土曜日	午前7時30分～午後3時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

4 年間行事予定

月	行事内容
4	・入園式 ・進級式 ・新入園児歓迎会
5	・交通安全指導 ・内科検診 ・花まつり ・保育参観 ・個人面談
6	・プール開き ・歯科検診 ・園外保育
7・8	・みたま祭り「夕涼み会」 ・終業式 ・お泊り保育(年長) ・夏期保育
9	・始業式 ・引き取り訓練
10	・運動会 ・町民まつり
11	・七五三
12	・成道会発表会 ・おもちゃつき大会 ・終業式
1	・始業式 ・なわとび大会 ・かるた大会 ・個人面談 ・
2	・こども冬まつり人形劇鑑賞 ・保育参観 ・マラソン大会 ・なわとび大会 ・凧揚げ大会
3	・雛まつり ・おおきくなったよパーティ ・お別れ遠足(年長) ・卒業式 ・終業式

5 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・ 町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	● 「幼児教育無償化」に伴う「利用者負担その他の費用」の変更 ☞ 「11 その他保護者に説明すべき事項」に記載

6 学校医・嘱託医等

（1）学校医・嘱託医

医療機関の名称	ねもとレディースクリニック
医院長名	根本 一枝 院長
所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸2-4-1-5
電話番号	048-991-5216

（2）学校歯科医・嘱託歯科医

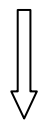
医療機関の名称	ヨシダ歯科医院
医院長名	吉田 修 院長
所在地	北葛飾郡松伏町松葉2-1-7
電話番号	058-992-1733

(3) 緊急時における対応方法

危機管理マニュアル「事故発生時における対応と予防」

事故発生フローチャート こども園内で事故が発生した場合

第一発見者



〈応急処置指示〉



- ア 事故発生時の状況把握（園児・現場及び周囲の状況）
- イ 怪我等の状況を把握
- ウ 怪我の状況の把握と適切な処置（看護師）
- エ 医院へつなげるための処置（看護師）

園長・副園長

● 救急119通報・医師・医院診察（通報係：事務職員）

- オ 事故の状況で必要と判断した時要請
- カ 事故状況を把握している職員又はフリー保育士が付き添う
- キ 付き添った職員は園に適宜連絡する
- ク 治療状況を把握する

● 保護者連絡（連絡：担任または学級担当保育士）

- ケ 伝達事項は事故発生状況と事故の程度
- コ 受診する旨の了解をとる（医院の確認）
- サ 事故の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする

● 保護者への対応（連絡：園長または副園長・担任）

- シ 事故の状況・程度・受診の内容、今後の通院対応を伝える
- ス 事故の謝罪をする

● 職員臨時打合せ

- セ 事故発生の原因を分析し、今後の保育に活かす

【管轄する消防署】

消防署名	吉川松伏消防組合 松伏消防署
所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏813
電話番号	048-991-2231

【管轄する警察署】

警察署名	吉川警察署
所在地	三郷市上彦名144番地3
電話番号	048-958-0110

☞ 吉川警察署松伏交番（住所）松伏町田中1丁目1-1（電話）048-991-2900

7 非常災害対策

防火管理者	目黒 徹三
消防計画届出年月日	平成27年9月28日
避難訓練	毎月1回（2月避難訓練 松伏消防署員招聘）
防災設備	自動火災報知設備 誘導灯及び誘導標識 非常警報器具及び設備 煙探知機 消防機関通報設備 パッケージ型消火設備 消火器具
避難場所	本園こどものひろば 光厳寺本堂 松伏町立金杉小学校
緊急時の連絡手段	メール

8 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	菅野 道子	主幹
相談・苦情解決責任者	目黒 徹三	園長
第三者委員	増田 秀雄	町議会議員（元民生委員）
		松伏町大川戸783
	筒野 秋晴	自治会役員
		松伏町大川戸426

【要望・苦情等への対応方法】

① 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言、立会いを要請することができます。
② 苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過と結果について書面に記録します。
③ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。
④ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告します。
⑤ 苦情解決の結果については、個人情報に関するものを除き、理事会に報告するとともに、「事業報告書」等に実績を掲載し、公表します。

9 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	認定こども園補償制度
保険の内容	① 認定こども園賠償責任補償 ② 認定こども園団体傷害補償
保険金額	①+②=1400円

10 個人情報の取り扱い

みどりの丘こども園に提出いただきました個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

1 みどりの丘こども園における個人情報の利用目的

(1) 保育環境に係る情報提供

- 園児名簿、緊急連絡先確認書、保健調査票、幼児家庭生活調査票、生育歴・予防接種・感染症一覧表、保険証の写し、子ども医療費受給資格証の写し
- みどりの丘こども園だより、園内外作品展示、園内外写真展示等
- その他必要と思われる書類、活動、映像、写真、ホームページ等

(2) 保育活動に係る情報提供

- 園内外活動への参加目的とした情報提供
- 園内外保育活動における写真、ビデオ等の販売目的
- 園内外保育活動の紹介ビデオ、みどりの丘こども園だより等への写真、映像の提供
- 保育活動の園外発表等における作品、写真等の掲示
- みどりの丘こども園内において行われる保育実習への協力
- 教育学の発展のための学術的検討
- その他認定こども園運営に必要なと思われる場合

(3) 関係機関との連携及び情報提供

- 学校、自治体等公共機関との連携
- 他の幼児教育機関等との連携
- 健康診断、病気等を目的とした医療機関との連携
- みどりの丘こども園父母会・保護者会との連携
- 事務作業を目的とする金融機関、公共機関等との連携

2 第三者への情報提供

当園では、園児、保護者の方の個人情報を法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供しません。

3 個人情報に関する質問等

当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理していきます。個人情報に関する質問等は、みどりの丘こども園までご連絡ください。

11 その他保護者に説明すべき事項

●「幼児教育無償化」に伴う「利用者負担その他の費用」の変更

園則第12条（利用者負担その他の費用）

第2項「前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用のうち、入園料については園の定める日までに、その他の費用については、毎月5日までに納付しなければならない。（1号認定のみ）」

〈変更前〉 ・給食代、牛乳代（月額）実費（5000円・850円）

〈変更後〉 ・給食代（牛乳代含む） 実費 1食300円（月6000円）
※月額の料金は、令和元年度の価格とする。

園則第15条（その他）

この園則実施に必要な細則は、園長が別に定める。

附 則 この園則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この園則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この園則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

「みどりの丘こども園」利用契約書

みどりの丘こども園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当該施設が説明した運営規程その他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日 から令和 年 月 日 (卒園予定日) までとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

【当該施設】

(※自署又は記名押印)

事業者（名称）・代表者※（氏名）： _____

施設（名称）： _____

施設（所在地）： _____

園長・管理者（氏名）： _____

【保護者等】

(※自署又は記名押印)

支給認定保護者※（氏名）： _____

支給認定子ども（氏名）： _____

住 所： _____